

# マイツーカー ご利用規定

東京ガス株式会社 ステーション24  
東京都港区海岸1-5-20

## 1. (目的)

東京ガス株式会社（以下「当社」という）が、ご利用申込書に記載されたご利用者（以下、「ご利用者」という）に、ガスメーターと通信装置による遠隔遮断機能および自動通報機能に基づいた、「マイツーカーサービス」（以下「本サービス」という）を提供することを本規定の目的とします。

## 2. (本サービスの内容)

本サービスは、ご利用者からの連絡に基づきサービス対象のガスメーターの遮断弁を遠隔操作するもの（以下「遠隔遮断サービス」という）、およびガスメーターがガスの流量に異常があると感知した場合の自動通報を当社からご利用者に電話で連絡するもの（以下「自動通報サービス」という）です。ご利用者は次の①～⑨を承諾します。

- ①本サービスは日本語のみでの提供となります。
- ②理由の如何を問わず、ガスメーターの交換作業があった場合には、新しいガスメーターにおいて本サービスを提供できるよう準備する必要があるため、一週間ほどすべてのサービスをご利用いただくことができなくなります。
- ③ガスメーターの遠隔遮断が何らかの原因で不可能となったときは、係員が出勤してガスメーターのガス栓等でガスを止める措置を取ります。この措置のためにご利用者の敷地内に立ち入ることがあります。但し、オートロック等の理由により係員がガスメーター設置場所への立ち入りが困難な場合や門扉等の破壊が必要な場合など、やむを得ない理由により、遮断できないことがあります。
- ④当社からの自動通報サービスの連絡は、ご利用者指定の電話番号に架電し、電話口に出られた方に通知します。
- ⑤自動通報サービスは、鍋等の調理器具の焦げ付き・風呂の沸かし過ぎ・火災等を直接的に防止するものではありません。また、個々のガス機器毎にお知らせ時間を設定することもできません。
- ⑥自動通報サービスで、設定された時間連続したガスの流量の警報を通報する場合においては、お知らせするガス流量は0.7kW以上となります。ガステーブルのどろ火、その他のガス機器の口火・種火等で0.7kW未満の流量範囲であった場合にはお知らせしません。
- ⑦本サービスをご利用する場合でも、ガスメーターが遮断する基準などの保安上の性能に変更はありません。
- ⑧「マイホーム発電（エネファーム・エコウィル）」、「ガスヒートポンプ（GHP）」、および業務用でご利用される機器のように、通常運転でもガスを長時間使用する場合、ガスの消し忘れが検知できないことがあります。
- ⑨当社は、本サービスを確実に提供するため、遠隔遮断の依頼、お問い合わせ受付や自動通報の受信の際に発信者番号表示サービス（例：NTTのナンバーディスプレイサービス等）を使用して確認できた発信者電話番号を利用することがあります。

## 3. (通信装置の設置)

- (1) 当社は、本サービスを提供するにあたり、ガスメーターと当社監視センターで通信を行うため、ご利用場所に通信装置（当社指定の機器でPHS端末等をさします）を設置し、通信回線に接続します。通信装置を設置する際、弊社所有のメーターに付属させる場合と、ご利用者の壁等の財産上に設置させていただく場合があります。後者の場合の壁等使用料は無償であり、当社はご利用者に設置の可否について確認させていただきます。通信装置の設置または通信回線への接続ができない場合は、当社はサービスを提供いたしません。なお、当該壁等の財産が、大家等の第三者の所有物である場合には、事前に、当社の通信機器の設置に関して、ご利用者が所有者の了解をとります。設置の際の確認で、当該了解がとれていないことが判明した場合は、当社はサービスを提供いたしません。
- (2) 当社は、通信回線として、PHS/LTE回線もしくは本サービスご利用者の契約する電話回線（以下「電話回線」という）のどちらかを選択します。
- (3) 当社は、通信回線に適した通信装置を当社の判断により選択します。
- (4) 電話回線方式の場合、ご利用者は通信装置の設置日をもって通信装置を接続した電話回線を利用することを承諾します。
- (5) 電話回線方式の場合、本サービスを提供するにあたり、当社はご利用者に、通信装置を接続した電話回線に関する情報を確認します。

## 4. (本サービスの開始)

- (1) 本サービスのご利用開始日（以下、「サービス開始日」という）は、当社のご利用申込書の受領、当社への承諾、通信装置の設置、当社の登録手続きおよび通信テストが全て終了してからとなります。
- (2) 当社は、ご利用者にサービス開始日を、サービス開始日以後速やかに郵便物等でお知らせします。

## 5. (通信装置の所有区分および維持管理)

- (1) 通信装置は、当社の所有とします。
- (2) ご利用者は、善良な管理者の義務をもって通信装置を①～②の通り管理します。
  - ①ご利用者は、当社の事前の承諾を得ること無く、通信装置の取外、移設、分解、改造、修理、第三者への譲渡または転貸できません。
  - ②ご利用者は、通信装置の移設等の現状からの変更を希望する場合は、当社に連絡します。
- (3) ご利用者は、連絡先の電話番号を変更されるときは、当社に連絡します。
- (4) 電話回線方式のご利用者は、電話番号や電話回線の種類を変更されるときは、当社に連絡します。
- (5) ご利用者が、通信装置を紛失または破損された場合、機器相当額を当社にお支払いいただくことがあります。
- (6) 当社は、必要に応じ、通信装置の点検・故障による交換・通信回線の変更に伴う変更等を行います。
- (7) 当社は、通信装置を回収しないことがあります。ご利用者の希望がある場合には、当社は、通信装置の回収を行います。解約後も、引き続き設置させていただく場合で、設置場所がご利用者の壁等のときは、ご利用者は引き続き無償で当社に設置させるものとなります。但し、当該設置場所が第三者の所有物である場合は、この限りではありません。

## 6. (料金の支払い)

- (1) ご利用申込書に記載されたお支払者（以下「お支払者」という）に、ご利用申込書に記載された料金を、毎月、当社にお支払いいただきます。
- (2) お支払者は、本サービスの開始日に属する月の翌月から支払います。
- (3) 本サービスの解約日を含む月は、お支払者は当社に1ヵ月分の料金を支払います。
- (4) 本サービスの開始日と解約日が同じ月の場合は、お支払者は当社に1ヵ月分の料金を支払います。
- (5) ご利用者に帰すべき理由により点検・修理を行った場合、サービスが提供できなかったときでも、お支払者は点検・修理が完了するまでの期間分を含めて本サービスの料金を支払います。

## 7. (料金の支払い方法)

本サービスの料金は、当社とガス小売契約を締結している場合は原則毎月のガス料金と併せて、お支払者が支払います。支払方法はガス料金の支払い方法と同一の口座振替、クレジットカード払い、または払込みのいずれかとなります。支払期限日も、ガス料金の支払期限日と同じとなります。

## 8. (契約期間)

本サービスの契約期間は定めのないものとします。

## 9. (解約)

- (1) ご利用者はご利用者のご都合により、当社指定のお手続きをいただくことで、いつでも本サービスを解約できるものとします。なお、ご利用申込書はお返しいたしません。
- (2) 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたとき、何らの催告なくただちに本サービスを解約することができます。この場合、当社は、解約日の属する月の料金を請求します。
  - ①本規定5(2)～(4)を遵守されなかったとき。
  - ②ご利用者が移転された場合など、ガス小売契約が解約されたとき。
  - ③本サービスの料金のお支払期日後5日を経過しても、お支払者からの料金のお支払いがなく、書面による催告を受けた日から20日以内に支払いがないとき。
  - ④PHS/LTE回線の状況・通信装置を接続した電話回線の変更やご利用者電話装置の増設等により、本サービスの提供が困難となる時、またはご利用者の電話装置等の支障となる可能性があるとき。
  - ⑤通信装置の点検・修理等が必要となっている状態において、これが実施できずにサービスの提供が停止されたままの状態であるとき。
  - ⑥ご利用者が著しく高頻度で本サービスを利用することにより、他のご利用者の利用を妨げ、サービス利用の公平性を損なうとき。
  - ⑦当社が解約希望日の1ヵ月以上前にご利用者にその旨予告した上で解約するとき。

## 10. (料金改定・ご利用規定の改訂)

- (1) 当社は、本サービスの料金を変更することができます。この場合、料金改定の2ヵ月前までにこの旨をご利用者に通知します。ご利用者が新しい料金による本サービスの継続を承諾されない場合は、ご利用者は自ら手続きの上、本サービスを解約することができます。この解約について、本規定9(1)を準用します。なお、ご利用者から解約の通知がない場合は、料金の変更を承認されたものとします。
- (2) 法令の改正により消費税等の税率が改定された場合は、税率変更が施行された日の属する月の料金から、当社は新税率により算定し請求します。
- (3) 法令の改正による消費税等の変更による料金改定および料金の値下げ改訂の場合は、(1)によらず、当社のホームページ等にてお知らせします。
- (4) 当社は、本サービスのご利用規定を変更させていただくことがあります。なお、変更後のご利用規定は当社ホームページ等でお知らせします。

## 11. (損害賠償)

当社の責任に帰すべき理由により、本サービス提供の不履行が生じたため、またはご利用者の電話回線に支障が生じたため、ご利用者に損害が発生した場合、当社はご利用者に対してご利用料金の10年間分相当額を上限として損害賠償責任を負います。

## 12. (免責)

- (1) 本サービス提供の履行により、ご利用者に損害が生じても、本規定に定める場合を除き、当社はその責任を負いません。
- (2) ご利用者の責任に帰すべき理由、連絡先の電話番号の変更、ご利用者の電話回線・設備の変更・移設・障害、PHS/LTE回線の障害、または天変地異等の避けられない理由によって、本サービス提供の不履行が生じたために、ご利用者に損害が生じても、当社はその責任を負いません。

## 13. (検針・ガスメーターとの通信)

- (1) 当社は、本サービス期間中においては原則として通信回線を利用したガスの検針を行います。なお、何らかの理由で通信回線を利用した検針ができなかった場合は、検針員の訪問により検針します。
- (2) 当社は、3.に記載する通信装置を利用し電話検針やガス安定供給および保安維持のためガスメーターと通信を行うことができます。
- (3) 解約した場合においても、通信装置を設置している限り、ご利用者は(1)～(2)を承諾します。

## 14. (当社以外のガス会社とガス小売契約を締結している場合の取扱)

- (1) 当社以外のガス会社（以下、「他社」という。）とガス小売契約を締結している場合も、本サービスをご契約いただけます。
- (2) 本サービス加入後に当社とのガス小売契約を解約し、他社とガス小売契約を締結された場合、原則本サービスは自動的に解約となります。本サービスを継続してご利用希望の場合、当社が定める方法によるお手続きが必要です。
- (3) ご利用者は当社がサービス提供するにあたり他社が供給するガスの使用情報を利用することを承諾したものとします。
- (4) ご利用者は当社が他社が供給するガスを本サービスにより遠隔遮断することを承諾したものとします。
- (5) ガス料金と同時収納ができないため、本規定7.に関わらず、新たに支払先情報をご登録いただく必要があります。また、支払方法は口座振替のみとなります。
- (6) ご利用情報またはお支払情報を変更（移転等を含む）する場合や、本サービスの解約をご希望される場合は、当社が定める方法で当社にすみやかに連絡していただきます。

## 15. (反社会的勢力との関係排除)

- (1) ご利用者及びお支払者は、暴力団関係者その他反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）でないこと、反社会的勢力に対して資金を提供する等その維持運営に協力等しないこと（但し、法令により取引が義務付けられているものは除く）、及び法的な責任を超えた不当な要求行為等（準ずるものを含む）をしないことを表明保証します。
- (2) 当社は、ご利用者及びお支払者が(1)を反した場合は、何らの催告なく本サービスを解約することができます。

## 16. (協議)

当社とご利用者は、本規定に定めのない事項については、法令および商慣習に従うほか、誠意をもって協議します。

## 17. (個人情報の取扱い)

当社は、ご利用者・お支払者の個人情報を本サービスおよび当社ガス供給販売業・これに付帯する事業のために利用いたします。ご利用者情報の取扱いの詳細については、弊社ホームページ（<http://www.tokyo-gas.co.jp/utility/privacy.html>）をご覧ください。また、お問合わせについては、弊社お客様センター 0570-002211 または 03-5722-0111にて承ります。

## 18. (業務の委託)

当社は、通信装置の設置工事、監視業務その他業務について、その業務を第三者に委託することがあります。

## 19. (利用申込みの撤回について)

ご利用者は、お申込みの日から8日間は、お申込みの撤回をすることができます。お申込みいただいた取扱い店、または東京ガス「ステーション24」へご連絡ください。

## 20. (本規定の適用期間)

本規程は2018年12月26日から有効とします。